

令和7年度 郷田っ子のきまり(生徒指導規程)

令和7年4月

児童が社会性を身に付け、安全に安心して学習に取り組めるよう、学校として取り組んでいきます。次のことを守って生活しましょう。

I 学校生活について

(1)登下校について

☆けがや事故等、トラブル防止のために次のことを守りましょう。

①登校

- ・地域ごとに通学班で、集団登校する。※地域役員(保護者)が中心となって通学班編成をする。
- ・欠席や遅刻の場合には、学校(ポータルサイトの場合7:50 電話の場合:8:10)と通学班の班長に(集合時刻までに)連絡する。
- ・忘れ物は、登校中や登校後に気付いても取りに帰らない。
- ・学校に7時半以降に到着するように登校する。
- ・車道と歩道を仕切る縁石の上を歩かない。

②始業

- ・8:10

※遅刻してきた児童は、職員室に登校して来たことを知らせて教室に上がる。
(担任も職員室に連絡を入れる)

③下校

- ・集団下校を行う。下校時刻・学年は、原則として、次のとおりです。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	14：45	14：45	14：45	一斉下校 14：20	14：20
2年生			15：30		
3年生					
4年生					
5年生					
6年生					

- ・集団下校で帰らない場合は、担任と通学班の班長に伝え、全体のあいさつが終わってから帰る。
- ・状況に応じて放送による下校を行う。

(2)校内での過ごし方について

☆学校は公的な場です。周りの人も気持ちよく生活できるよう次のことを守りましょう。

①校舎内での過ごし方

- ・教室や特別教室では静かに過ごす。
- ・廊下では、静かに右側を歩く。
- ・校内放送はその場で止まって静かに聞く。
- ・雨天時は、読書、お絵かき、粘土、学校においてあるオセロ、将棋、かるた等をして静かに過ごす。

②遊びについて

- ・決められた遊び場所・遊びのルールを守って遊ぶ。(別紙参照)

③時刻を守る

- ・5分前には行動を開始する。
- ・授業開始時には、席についておく。

④服装・身だしなみ、持ち物について

- ・学習に適した服装や学習用具の準備をし、自分や周りの友達が、集中して学習ができるよう次のことを守りましょう。

【服装について】

＜式服＞…儀式や対外的な行事の服装

- ・上着：紺のダブル襟なし(名札をつける)
- ・中着：白のカッターシャツまたは白のポロシャツ、白のブラウス（名札をつける）
- ・紺の半ズボン、紺のプリーツスカート（膝が隠れる長さ）
- ・靴下：白、紺、黒、グレー（左右のワンポイント程度可、くるぶし全体が隠れる長さからひざ下までのもの）

＜基準服＞…通常の服装

- 中着：ポロシャツまたは体操着（体操着の校章の下に名前を書く）、ズボン（体操ズボン含む）、スカート
- ※上着、靴下等については式服と同じ
- ・冬季は、上着の下にセーターやベスト（無地の紺色または黒色）を着用してもよい。
- ※セーターやベストでの登下校はしません。寒い場合は基準服の上に防寒着を着て登下校します。
- ※校内では、体温調節をし、上着を着ずセーターやベストで過ごしてもよい。

＜夏季休業中の登校時の服装、カバンについて＞

- ・金管バンド・水泳教室・学習教室に登校する場合は、基準服。カバンは自由（用途に応じた大きさ・形のもの）

【通学用帽子】

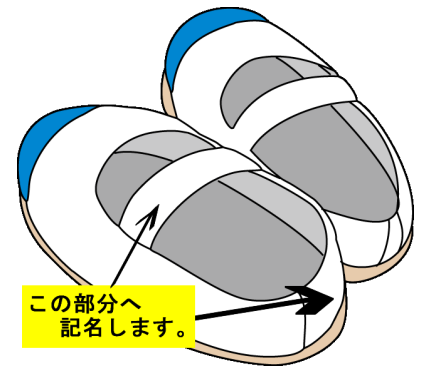
- ・季節に応じた物（規定なし）

【下靴】

- ・白色（ラインも白）の運動靴
- ・後ろの部分に名前を書く。

【上靴】

- ・白色の上履き（つま先の色の指定なし）
- ・ゴムとかかとの部分に名前を書く。（右図参照）



【防寒着・防寒具(冬季)】

- ・防寒用上着（通学時着用） ・長ズボン、ジャージ
- ・手袋 ・マフラー、ネックウォーマー、（通学時着用）
- ・防寒用の帽子 ※左右の視界が十分確保できる物にする。
- ・半ズボンまたは、スカートの下に、防寒のためのレギンス（タイツ）を着用してもよい。レギンス（タイツ）の色は、黒、紺、で厚さ80デニール以上のものとする。靴下も併せて着用する。
- ・カイロは貼るタイプのみ可とする。授業中触らず、必ず家に持ち帰り処分する。

【体育時(郷GOタイム等)】

- ・体操服は学校指定の物とする。
- (上) …丸首白体操シャツ、校章マークの下にはっきりと名前を書く。
- (下) …クォーターパンツ（紺色で無地、マーク、ライン等の無い物。ハーフパンツではない。）
- ※冬季の（下）については、長ズボンで学習する場合があります。
- ・赤白帽子…帽子が外れないようゴム紐をつける。
- ・水泳着…スクール水着等、紺色無地の物
- ・水泳帽子…水泳の妨げにならないデザインの物。指定の色（R2年度・緑、R3年度・ピンク、R4年度・白、R5年度・赤、R6年度・青、H7年度・黄、その後順次繰り返し指定します。）
- ・冬季、市販のジャージを用いてもよい。ただし、黒、紺で華美にならないようにする。

【給食時】

- ・給食当番は、給食用エプロン、給食用帽子、マスクを着用する。
- ・給食用エプロン、給食用帽子は個人持ちとする。
- ・当番の児童は、週末にエプロン・帽子を持ち帰り、洗濯して次の当番までに持参する。
- ・給食終了時には歯磨きをする。（週末に持ち帰り、洗って週初めに持参する。）

【髪型について】

- ・赤白帽子を正しくかぶることができる髪型
- ・成長期の児童（本人や友達）の体や肌等に影響を及ぼす可能性のあるもの（パーマ、染色、脱色、整髪料）は禁止する。
- ・髪の毛が目や耳、襟（肩）にかからない長さにする。
- ・髪の毛が目にかかる長さや肩にかかる長さの時は、ピンでとめたり、髪を結んだりする。
- ・ゴムで止める場合は、耳より下になる位置で結ぶ。（1つまたは2つ）
- ・リボン、ヘアバンドは使用しない。 ・ヘアゴムやピンの色は黒、紺、茶とする。
- ・剃りこみ、アシンメトリー、モヒカン等、一部を短くしたり、長く伸ばしたりする奇抜な髪形は禁止とする。もみ上げだけを切らない。極端な段差が出るような刈り上げはしない。

【持ち物(学習用具等)について】

筆箱の中 学習に集中できるようにシンプルな物を使う。（ぬいぐるみ型のような必要以上に場所を取るものは使用しない。）

- ・鉛筆（低学年2B）、赤、青鉛筆、ネームペン、ものさし、消しゴム
- ・ボールペン（黒・青・赤）は3年生以上、マーカーは3色まで5年以上が使用可。
※但し、必要以上に持ってこない。
- ・シャープペンシル、修正テープは禁止する。

道具箱

- ・糊、はさみ、色鉛筆など、学習に必要な物だけを入れる。

その他 学習に必要な物を持ってこない。

- ・下敷きを使う。（筆圧の調整をするために）
- ・携帯電話は持ってこない。
- ・キーホルダーやお守りをランドセルに付けない。
- ・防犯ブザー…ランドセルにつける。
- ・水筒には、お茶または水を入れてくる。
- ・傘…持参した傘は、児童玄関の各学級の傘立てに巻いて置く。※持ち手に名前を書く。
（置き傘は常時、教室に置いておく。）

※不要なものを持って来た場合には担任が預かり、下校時に本人に返す。場合によっては保護者に来校をお願いすることもある。

Ⅱ 校外での生活について

☆下校後また休みの日に、地域で安全に過ごすために次のことを守りましょう。

(1)遊び方

- ・出かけるときは、家の人に、誰とどこに行って、何時に帰ってくるか伝える。
- ・休日は、朝は午前10時まで、昼食後は午後1時までは友達の家に行かない。
- ・友達の家の人留守の時や許可がない時は家の中に入らない。
- ・家に帰着する時刻を守る。（4月～10月 午後6時、11月～3月 午後5時）
- ・危ない遊びをしない。
※エアガン、火遊びなどをしない
※池や川、溝で遊ばない。
※人や車、建物、田、池、川に向けて石は絶対に投げない。
- ・校区外へは、子どもだけで出かけない。
- ・子どもだけでお店に買い物に行かない。
- ・大型店では、家の人からはなれて子どもだけで行動しない。
- ・お金のむだづかい、お金や物の貸し借りやあげたりもらったりしない。
- ・インターネットやオンラインゲーム等の利用は、家庭でのルールを守る。
- ・カードゲーム、ゲームカセットなどの貸し借り、交換をしない。

(2)自転車の乗り方

- ・ 1～3年生は家の周り，4～6年生は校区内で乗る（4年生は，自転車教室が終了してから）
- ・ 家の人の許可をもらって乗る。
- ・ ヘルメットを着用し，あごひももきちんとつける。
- ・ 交通ルールを守る。

(3)安全な生活

<いかのおすし>

「ついて**い**」「**か**ない」「人の車に**の**らない」「**お**お声を出して助けを呼ぶ」「**す**ぐにげる」「おとなに**し**らせる」を守る。

- ・ 不審者に会ったら，すぐに警察に通報し，学校に知らせる。
- ・ どんな理由で聞き出されても，友達の家や電話番号を人に教えない。
- ・ 万引き（窃盗），自転車を盗むこと，喫煙，飲酒などは犯罪であり，誘われても絶対にしない。
- ・ 地域の人や友達に注意されたら，素直にあやまってやめる。
- ・ もしも，気になることや困ったことがあれば，学校に早く知らせ，相談する。

※郷田小学校 電話番号 （082）425-0005

(4)携帯電話・スマートフォン・ネット・SNS

- ・ 携帯電話及びスマートフォン等の通信機器の校内持ち込みは原則禁止する。
- ・ 家庭及び学校外での携帯電話及びスマートフォン等の通信機器の使用に関しては，保護者の責任で必ず家庭内におけるルールを作り，フィルタリングをし，各家庭での利用状況を把握する。
- ・ SNSへの書き込み，画像や動画の公開，送信等の不適切な使用を禁止する。
- ・ 校内に不正に持ち込んだ場合は，物品を学校で預かり，保護者に返却を行う。
- ・ 犯罪行為や人権侵害（いじめや誹謗中傷も含む）にかかわるものについては，関係機関と連携する。

Ⅲ 特別な指導について

☆児童が集団の中で適切な行動ができるよう，自分の行動を振り返らせるとともに，よりよい自分になろうとする気持ちをもたせるために，次の特別な指導を行います。

(1)特別な指導

- ・ 教室を離れて，個別の指導をすること。
- ・ 指導体制，指導期間については，学校で協議し，校長が決定する。
- ・ 必要に応じて，警察・専門機関など，関係諸機関との連携を行う。
- ・ 特別な指導後も経過を観察し，継続して指導を行う。

(2)特別な指導の対象となる事象

- ①法令・法律に違反した場合
- ②学校のきまりに違反した場合
- ③その他校長が必要と認めるとき

(3)その他

※必要に応じ保護者に迎えに来てもらい，家庭で反省をさせる場合があります。

「市民ポータルサイト」加入のお願い

緊急連絡のために，全保護者に市民ポータルサイト（メール連絡）への加入をお願いしています。

東広島市の子どもは，いつでも・どこでも・だれにでも次のことができる人になります。

東広島スタンダード

- あいさつ・・・出会った人に，進んで，気持ちのよいあいさつができる。
- へんじ・・・名前を呼ばれたら，「はい。」と気持ちよく返事ができる。
- ことばづかい・・・時と場に応じた言葉づかいができる。
- はきものをそろえる・・・整理せいとんや人を思いやることができる。